

上尾市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 1 2 号

上尾市斎場条例の一部を改正する条例

上尾市斎場条例（平成 1 5 年上尾市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「午後 5 時」を「午後 6 時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 上尾市斎場の利用に係るこの条例による改正後の上尾市斎場条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 1 項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第 5 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の上尾市斎場の火葬場の利用について適用し、同日前の上尾市斎場の火葬場の利用については、なお従前の例による。